

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月13日提出
【計算期間】	第４期（自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日）
【ファンド名】	ノムラ日本債券オープン(野村SMA向け) (以下「ファンド」といいます。なお、「ノムラ日本債券オープン SMA」と称する場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、SMA（セパレトリー・マネージド・アカウント）に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」を、親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要」をご参照ください。

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

ファンドは、マザーファンドのほかに、直接公社債等に投資する場合があります。

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（ノムラ日本債券オープン（野村SMA向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	日々	オセアニア	
資産複合 ()	その他 ()	中南米	
資産配分固定型		アフリカ	
資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年9月16日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

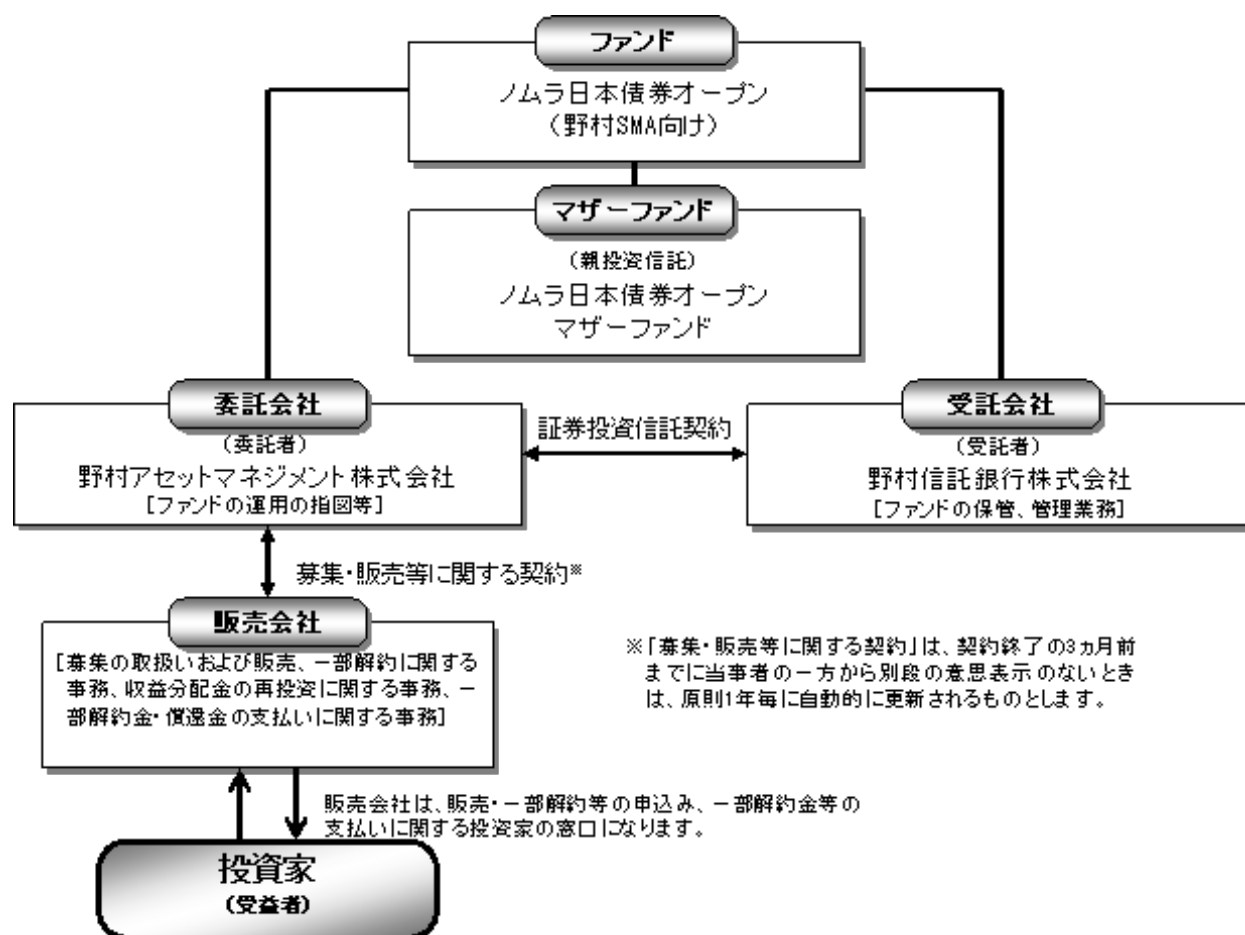
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

- (1) プル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

■ 委託会社 ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

平成21年9月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況(平成21年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- [1] NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとします。

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドおよびマザーファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

ベンチマークはわが国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

- [2] 公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター（種別・格付別等）配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

- [3] 投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（1社以上の指定格付機関から投資適格格付（BBB格相当以上、BBB - を含みます。）を受けている公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。）とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上（B - を含みます。）の格付を受けているものに限り投資できるものとします。

- [4] ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

* 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限」、および「」に定めるものに限ります。）に係る権利

- ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

- ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- 5 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 7 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みま

す。）をいいます。

8 コマーシャル・ペーパー

9 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託の受益証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）

11 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

14 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

15 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1 先物取引等

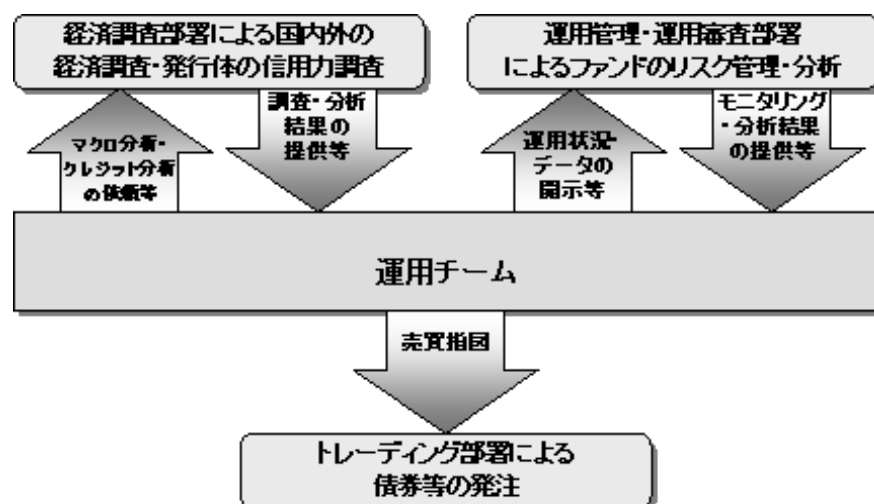
2 スワップ取引

3 金利先渡取引

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

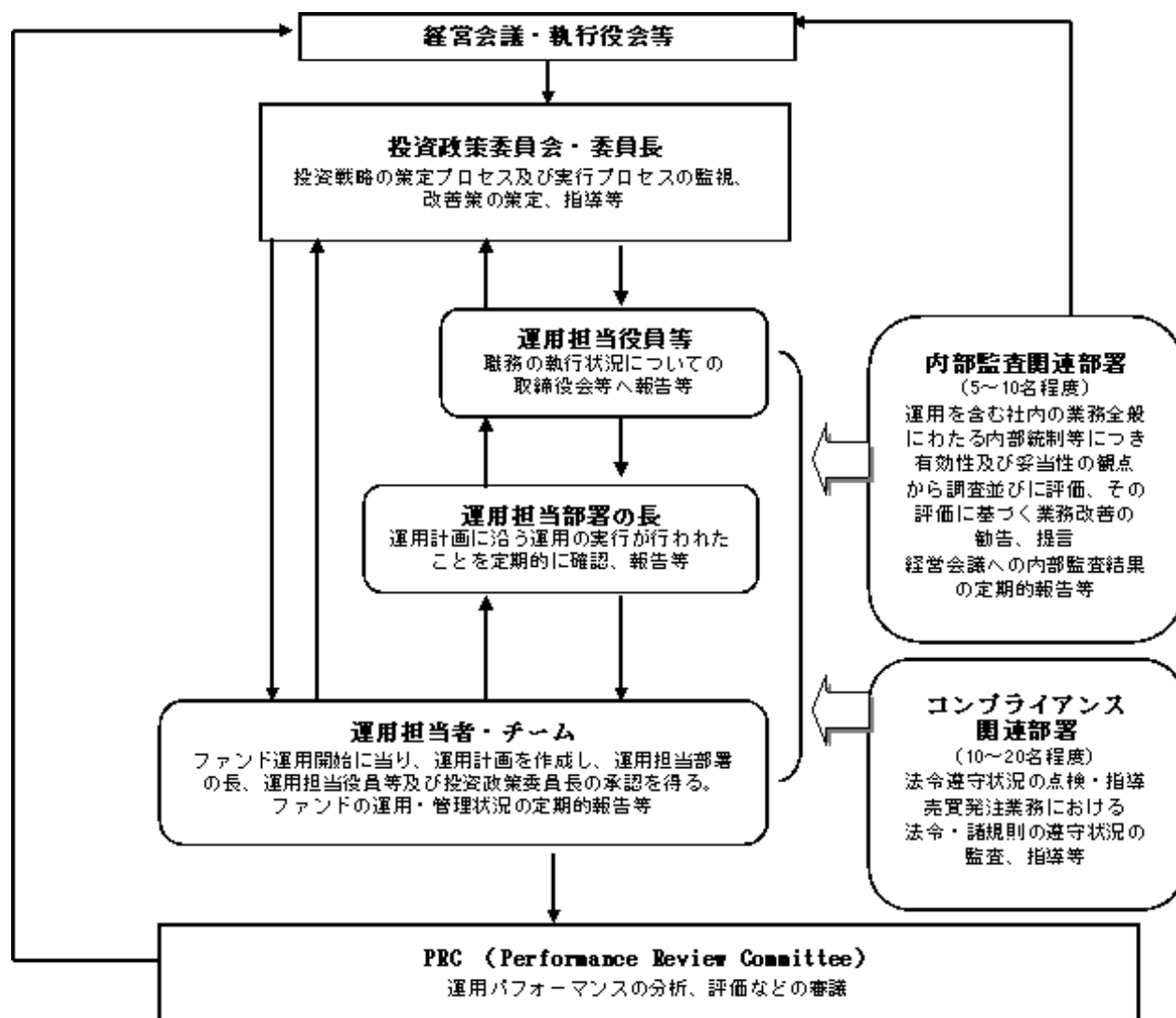
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成21年11月13日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎年8月27日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図(約款第23条)

- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
() 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
() スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
() スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
() 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資する株式の範囲(約款第21条)

- () 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
() 上記()にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

金利先渡取引の運用指図(約款26条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
() 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
() 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評

価するものとします。

- ()委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(参考)マザーファンドの概要

(ノムラ日本債券オープン マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター（種別・格付別等）配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債（1社以上の指定格付機関から投資適格格付（BBB格相当以上、BBB-を含みます。）を受けている公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。）とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上（B-を含みます。）の格付を受けているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

■ 主な変動要因 ■

[金利変動リスク]

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に公社債等に投資しますので、金利の変動により、ファンドの基準価額は変動します。

[信用リスク]

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

■ その他の変動要因 ■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前述の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドは、NOMURA-BPI総合をベンチマークとしますが、ベンチマークはわが国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので基準価額は変動します。

したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

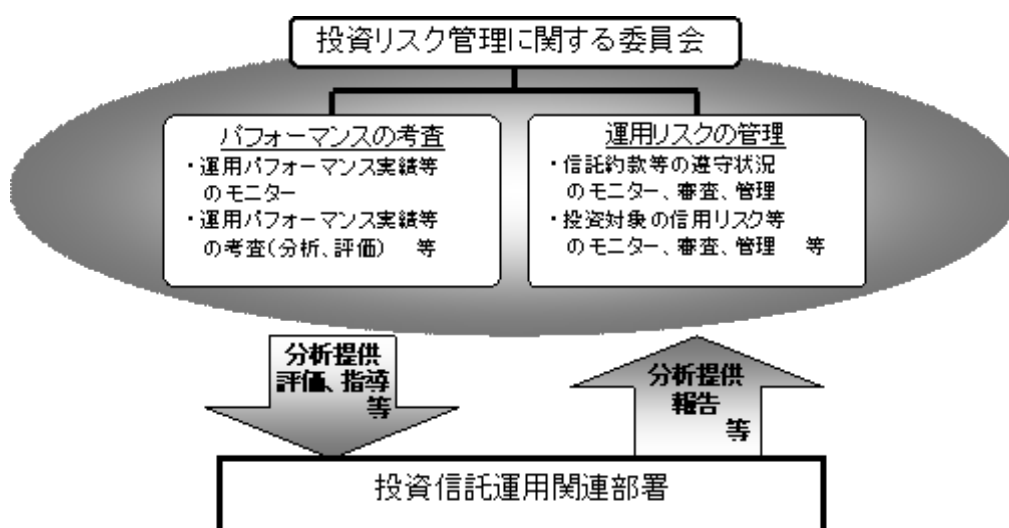
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成21年11月13日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の36.75（税抜き年10,000分の35）の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の25	年10,000分の5	年10,000分の5
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の26	年10,000分の5	年10,000分の4
1,000億円超の部分	年10,000分の27	年10,000分の5	年10,000分の3

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのとき信託財産中から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

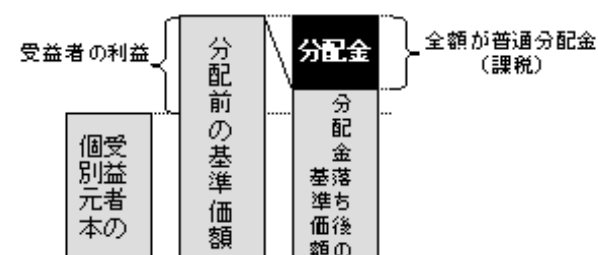
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

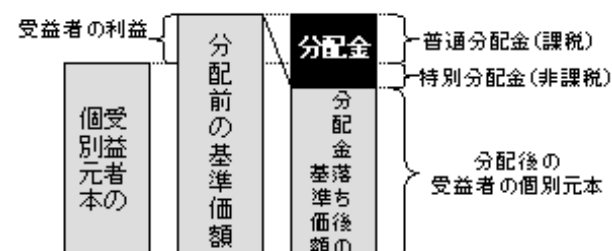
■分配金の課税について■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対し0.1%	———

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	———	普通分配金×10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	———	換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税	———	償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成21年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,993,809,571	99.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	15,307,816	0.30
合計(純資産総額)		5,009,117,387	100.00

< ご参考 >

「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	36,020,147,250	72.71
地方債証券	日本	1,147,340,000	2.31
特殊債券	日本	2,339,056,135	4.72
社債券	日本	9,114,203,308	18.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	918,442,583	1.85
合計(純資産総額)		49,539,189,276	100.00

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
長期国債先物(6%、10年) (2009年12月限)	東京証券取引所	債券先物	買建	円	7	970,977,350	975,380,000	1.96

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープン マザーファンド	4,252,946,322	1.1703	4,977,608,486	1.1742	4,993,809,571	99.69

<ご参考>

「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券利付(10年)第259回	3,800,000,000	104.12	3,956,574,000	104.28	3,962,982,000	1.5	2014/3/20	7.99
2	日本	国債証券	国庫債券利付(5年)第66回	3,400,000,000	102.27	3,477,498,000	102.27	3,477,214,000	1.1	2012/9/20	7.01
3	日本	国債証券	国庫債券利付(10年)第301回	3,150,000,000	101.86	3,208,725,000	102.11	3,216,748,500	1.5	2019/6/20	6.49
4	日本	国債証券	国庫債券利付(20年)第91回	2,300,000,000	105.15	2,418,450,500	105.40	2,424,200,000	2.3	2026/9/20	4.89
5	日本	国債証券	国庫債券利付(5年)第75回	2,000,000,000	102.50	2,050,180,000	102.50	2,050,160,000	1.1	2013/9/20	4.13
6	日本	国債証券	国庫債券利付(10年)第300回	1,900,000,000	102.08	1,939,672,000	102.37	1,945,087,000	1.5	2019/3/20	3.92

7	日本	国債証券	国庫債 利付（5年） 第62回	1,550,000,000	102.36	1,586,688,500	102.28	1,585,386,500	1.3	2011/12/20	3.20
8	日本	国債証券	国庫債 利付（5年） 第71回	1,500,000,000	103.16	1,547,430,000	103.10	1,546,530,000	1.3	2013/3/20	3.12
9	日本	国債証券	国庫債 利付（5年） 第84回	1,500,000,000	100.43	1,506,525,000	100.66	1,509,975,000	0.7	2014/6/20	3.04
10	日本	国債証券	国庫債 利付（30年） 第20回	1,400,000,000	105.71	1,480,042,000	106.18	1,486,576,000	2.5	2035/9/20	3.00
11	日本	国債証券	国庫債 利付（5年） 第80回	1,400,000,000	101.07	1,415,030,000	101.27	1,417,892,000	0.8	2013/12/20	2.86
12	日本	国債証券	国庫債 利付（30年） 第15回	1,200,000,000	105.83	1,269,984,000	106.33	1,275,996,000	2.5	2034/6/20	2.57
13	日本	国債証券	国庫債 利付（5年） 第61回	1,250,000,000	102.13	1,276,725,000	102.06	1,275,787,500	1.2	2011/12/20	2.57
14	日本	国債証券	国庫債 利付（5年） 第72回	1,100,000,000	103.89	1,142,849,000	103.94	1,143,362,000	1.5	2013/6/20	2.30
15	日本	国債証券	国庫債 利付（20年） 第88回	1,050,000,000	105.36	1,106,301,000	105.60	1,108,884,000	2.3	2026/6/20	2.23
16	日本	国債証券	国庫債 利付（10年） 第296回	1,000,000,000	102.61	1,026,170,000	102.92	1,029,260,000	1.5	2018/9/20	2.07

17	日本	貸付債 権担保 S種 特殊債券 第5回 住宅金 融支援 機構債 券	992,112,000	100.32	995,286,758	100.44	996,497,135	1.96	2038/11/10	2.01
18	日本	国庫債 券利付 (20年) 第10回	900,000,000	105.76	951,921,000	105.96	953,667,000	2.4	2028/3/20	1.92
19	日本	電源開 発 社債券 第20回 社債間 限定同 順位特 約付	900,000,000	104.02	936,252,000	104.23	938,115,000	1.74	2017/9/20	1.89
20	日本	国庫債 券利付 (20年) 第95回	800,000,000	104.62	836,962,000	104.88	839,056,000	2.3	2027/6/20	1.69
21	日本	HOYA 社債券 第1回 社債間 限定同 順位特 約付	800,000,000	102.22	817,768,000	102.43	819,472,000	1.42	2012/9/20	1.65
22	日本	国庫債 券利付 (10年) 第29回	650,000,000	104.64	680,199,000	104.85	681,525,000	1.7	2018/6/20	1.37
23	日本	国庫債 券利付 (20年) 第36回	500,000,000	115.03	575,160,000	115.16	575,840,000	3	2017/9/20	1.16
24	日本	国庫債 券利付 (10年) 第28回	500,000,000	105.13	525,690,000	105.39	526,965,000	1.7	2017/9/20	1.06

25	日本	特殊債券	中日本 高速道路債券 財投機 関債第 5回	500,000,000	103.57	517,850,000	104.41	522,070,000	1.86	2018/9/20	1.05
26	日本	社債券	第2回 財政融 資マス スタート 特定目 的会社 第1回 特定 社債	500,000,000	101.58	507,905,000	101.61	508,050,000	1.98	2018/6/20	1.02
27	日本	社債券	第1回 財政融 資マス スタート 特定目 的会社 第1回 特定 社債	500,000,000	100.71	503,585,000	100.80	504,040,000	1.83	2020/2/20	1.01
28	日本	社債券	石川島 播磨重 工業 第3回 社債 間限定 同順位 特約付	500,000,000	99.61	498,080,000	99.92	499,640,000	1.3	2010/2/19	1.00
29	日本	社債券	北國銀 行 第2回 期限前 償還条 項付 (劣後 特約 付)	500,000,000	98.57	492,850,000	99.19	495,950,000	1.73	2017/3/16	1.00
30	日本	国債証券	国庫債 券物 価連動 (10年) 第8回	450,000,000	91.50	414,632,250	93.10	421,044,750	1	2016/6/10	0.84

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.69
合計		99.69

<ご参考>

「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	72.71
地方債証券	—	2.31
特殊債券	—	4.72
社債券	—	18.39
合計		98.14

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<ご参考>

「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
長期国債先物（6%、10年） (2009年12月限)	東京証券 取引所	債券 先物	買建	円	7	970,977,350	975,380,000	1.96

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2006年8月28日)	3,041	3,041	0.9951	0.9951
第2期 (2007年8月27日)	6,682	6,686	1.0113	1.0118
第3期 (2008年8月27日)	5,769	5,772	1.0226	1.0231
第4期 (2009年8月27日)	4,543	4,545	1.0410	1.0415
2008年9月末日	5,777	—	1.0172	—
10月末日	4,963	—	1.0117	—
11月末日	4,088	—	1.0152	—
12月末日	4,155	—	1.0345	—
2009年1月末日	4,219	—	1.0304	—
2月末日	4,386	—	1.0251	—
3月末日	4,164	—	1.0251	—
4月末日	4,174	—	1.0256	—
5月末日	4,386	—	1.0234	—
6月末日	4,473	—	1.0350	—
7月末日	4,370	—	1.0340	—
8月末日	4,599	—	1.0410	—
9月末日	5,009	—	1.0443	—

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0005 円
第3期	0.0005 円
第4期	0.0005 円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	0.5 %
第2期	1.7 %
第3期	1.2 %
第4期	1.8 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年 9 月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後 1 時30分(半日営業日の場合は午前 9 時30分)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1 円以上 1 円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

なし

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権につ

いては追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後1時30分(半日営業日の場合は午前9時30分)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の基準価額から、()信託財産留保額（1万口につき基準価額の0.1%）および()所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.1%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成17年9月29日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年８月28日から翌年８月27日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「（５）その他（a）ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、受益権の口数が20億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- （ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更（ ）」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- （ ）受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

第4 【ファンドの経理状況】

ノムラ日本債券オープン(野村SMA向け)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成19年8月28日から平成20年8月27日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期計算期間(平成20年8月28日から平成21年8月27日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号および平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成19年8月28日から平成20年8月27日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則および内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間(平成20年8月28日から平成21年8月27日まで)については内閣府令第61号改正後の投資信託財産計算規則および内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成19年8月28日から平成20年8月27日まで)および第4期計算期間(平成20年8月28日から平成21年8月27日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成20年 8月27日現在	第4期 平成21年 8月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,993,667	25,684,660
親投資信託受益証券	5,799,763,060	4,528,238,486
未収利息	344	84
流動資産合計	5,822,757,071	4,553,923,230
資産合計	5,822,757,071	4,553,923,230
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,820,723	2,182,329
未払解約金	39,217,371	-
未払受託者報酬	1,633,727	1,133,488
未払委託者報酬	9,802,300	6,800,899
その他未払費用	65,284	45,279
流動負債合計	53,539,405	10,161,995
負債合計	53,539,405	10,161,995
純資産の部		
元本等		
元本	5,641,447,464	4,364,659,498
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	127,770,202	179,101,737
（分配準備積立金）	124,570,386	146,305,053
元本等合計	5,769,217,666	4,543,761,235
純資産合計	5,769,217,666	4,543,761,235
負債純資産合計	5,822,757,071	4,553,923,230

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自平成19年 8月28日 至平成20年 8月27日	第4期 自平成20年 8月28日 至平成21年 8月27日
営業収益		
受取利息	168,190	62,839
有価証券売買等損益	101,613,562	78,558,067
営業収益合計	101,781,752	78,620,906
営業費用		
受託者報酬	3,438,365	2,391,473
委託者報酬	20,630,087	14,348,757
その他費用	137,407	95,533
営業費用合計	24,205,859	16,835,763
営業利益	77,575,893	61,785,143
経常利益	77,575,893	61,785,143
当期純利益	77,575,893	61,785,143
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	19,940,906	17,331,205
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	74,724,853	127,770,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,983,223	30,445,633
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,983,223	30,445,633
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,752,138	56,048,117
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,752,138	56,048,117
分配金	2,820,723	2,182,329
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	127,770,202	179,101,737

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第3期 自 平成19年8月28日 至 平成20年8月27日	第4期 自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成19年8月28日から平成20年8月27日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成20年8月28日から平成21年8月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 平成20年8月27日現在	第4期 平成21年8月27日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 5,641,447,464 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 4,364,659,498 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0226 円 (10,000口当たり純資産額 10,226 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0410 円 (10,000口当たり純資産額 10,410 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

損益及び利益金計算書に関する注記

第3期 自 平成19年8月28日 至 平成20年8月27日	第4期 自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日																																																												
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額175,948,831円 (10,000口当たり311円)のうち、2,820,723円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額212,667,019円 (10,000口当たり487円)のうち、2,182,329円 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>64,016,145 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>48,557,722 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>63,374,964 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E = A + B + C + D$</td><td>175,948,831 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>5,641,447,464 口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>$G = E / F \times 10,000$</td><td>311 円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>$I = F \times H / 10,000$</td><td>2,820,723 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	64,016,145 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	48,557,722 円	分配準備積立金額	D	63,374,964 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	175,948,831 円	当ファンドの期末残存口数	F	5,641,447,464 口	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	311 円	10,000口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	2,820,723 円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>59,303,187 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>16,164,520 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>64,179,637 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>73,019,675 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E = A + B + C + D$</td><td>212,667,019 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>4,364,659,498 口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>$G = E / F \times 10,000$</td><td>487 円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>$I = F \times H / 10,000$</td><td>2,182,329 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	59,303,187 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,164,520 円	収益調整金額	C	64,179,637 円	分配準備積立金額	D	73,019,675 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	212,667,019 円	当ファンドの期末残存口数	F	4,364,659,498 口	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	487 円	10,000口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	2,182,329 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	64,016,145 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	48,557,722 円																																																											
分配準備積立金額	D	63,374,964 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	175,948,831 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	5,641,447,464 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	311 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	2,820,723 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	59,303,187 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,164,520 円																																																											
収益調整金額	C	64,179,637 円																																																											
分配準備積立金額	D	73,019,675 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	212,667,019 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	4,364,659,498 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	487 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	2,182,329 円																																																											

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 平成19年8月28日 至 平成20年8月27日	第4期 自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 平成19年8月28日 至 平成20年8月27日		第4期 自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日	
期首元本額	6,608,097,327 円	期首元本額	5,641,447,464 円
期中追加設定元本額	1,442,884,162 円	期中追加設定元本額	1,295,346,183 円
期中一部解約元本額	2,409,534,025 円	期中一部解約元本額	2,572,134,149 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第3期 自 平成19年8月28日 至 平成20年8月27日		第4期 自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,799,763,060	79,436,678	4,528,238,486	94,031,955
合計	5,799,763,060	79,436,678	4,528,238,486	94,031,955

3 デリバティブ取引関係

第3期(自 平成19年8月28日 至 平成20年8月27日)

該当事項はございません。

第4期(自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年8月27日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年8月27日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープン マザーファンド		4,528,238,486	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		4,528,238,486	
	組入時価比率：99.7%		100%	
合計			4,528,238,486	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

ノムラ日本債券オープン マザーファンド

当ファンドは「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

対象年月日	平成21年8月27日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,713,639,894
国債証券	34,108,589,250
地方債証券	1,144,729,000
特殊債券	2,346,240,815
社債券	9,296,757,755
派生商品評価勘定	5,852,650
未収入金	1,242,070,000
未収利息	174,677,421
前払費用	64,668,175
流動資産合計	50,097,224,960
資産合計	50,097,224,960
負債の部	
流動負債	
前受金	470,000
未払金	810,648,000
未払解約金	31,000,000
流動負債合計	842,118,000
負債合計	842,118,000
純資産の部	
元本等	
元本	42,090,423,070
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	7,164,683,890
元本等合計	49,255,106,960
純資産合計	49,255,106,960
負債純資産合計	50,097,224,960

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成20年8月28日 至 平成21年8月27日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成21年8月27日現在

1	期首	平成20年8月28日
	期首元本額	53,321,745,925 円
	期首より平成21年8月27日までの期中追加設定元本額	10,570,320,283 円
	期首より平成21年8月27日までの期中一部解約元本額	21,801,643,138 円
	期末元本額	42,090,423,070 円
	期末元本額の内訳 *	
	ノムラ日本債券オープン(野村SMA向け)	3,869,627,830 円
	野村ファンドラップ日本債券	6,079,259,460 円
	ノムラ・グローバル・オールスターズ	10,142,239,487 円
	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	11,772,562,129 円
	ノムラ国内債券オープンVA(適格機関投資家専用)	3,878,905,914 円
	ノムラ日本債券オープン(確定拠出年金向け)	6,347,828,250 円
2	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.1702 円
	(10,000口当たり純資産額	11,702 円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年8月27日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年8月27日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付(2年)第280回	700,000,000	702,135,000	
	国庫債券 利付(5年)第58回	700,000,000	715,995,000	
	国庫債券 利付(5年)第61回	1,250,000,000	1,276,725,000	
	国庫債券 利付(5年)第62回	1,550,000,000	1,586,688,500	
	国庫債券 利付(5年)第66回	3,200,000,000	3,272,960,000	
	国庫債券 利付(5年)第72回	2,800,000,000	2,908,192,000	
	国庫債券 利付(5年)第80回	1,300,000,000	1,313,923,000	
	国庫債券 利付(5年)第84回	800,000,000	803,168,000	
	国庫債券 変動利付(15年)第13回	300,000,000	293,850,000	
	国庫債券 変動利付(15年)第22回	400,000,000	400,400,000	
	国庫債券 利付(10年)第259回	4,200,000,000	4,373,124,000	
	国庫債券 利付(10年)第288回	600,000,000	630,828,000	
	国庫債券 利付(10年)第294回	650,000,000	680,199,000	
	国庫債券 利付(10年)第296回	1,100,000,000	1,128,787,000	
	国庫債券 利付(10年)第300回	1,900,000,000	1,939,672,000	
	国庫債券 利付(10年)第301回	1,600,000,000	1,628,512,000	
	国庫債券 利付(30年)第15回	1,200,000,000	1,269,984,000	
	国庫債券 利付(30年)第20回	1,050,000,000	1,109,514,000	
	国庫債券 利付(20年)第30回	300,000,000	351,969,000	
	国庫債券 利付(20年)第36回	500,000,000	575,160,000	
	国庫債券 利付(20年)第88回	1,050,000,000	1,106,301,000	
	国庫債券 利付(20年)第91回	3,450,000,000	3,627,709,500	
	国庫債券 利付(20年)第95回	1,000,000,000	1,046,240,000	
	国庫債券 利付(20年)第101回	900,000,000	951,921,000	
	国庫債券 物価連動(10年)第8回	450,000,000	414,632,250	
国債証券計	銘柄数: 25	32,950,000,000	34,108,589,250	
	組入時価比率: 69.2%		72.7%	
地方債証券	東京都 公募第662回	100,000,000	103,078,000	
	北海道 公募平成19年度第6回	300,000,000	315,288,000	

	北海道 公募平成 1 9 年度第 7 回	400,000,000	415,392,000	
	大阪府 公募（ 7 年 ）第 1 回	200,000,000	208,484,000	
	福岡市 公募平成 1 4 年度第 1 回	100,000,000	102,487,000	
地方債証券計	銘柄数：5	1,100,000,000	1,144,729,000	
	組入時価比率：2.3%		2.5%	
特殊債券	日本政策投資銀行債券 財投機関債第 4 5 回	100,000,000	101,706,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第 2 1 回	100,000,000	104,261,000	
	しんきん中金債券 利付第 1 9 8 回	200,000,000	203,742,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	しんきん中金債券 利付第200回	300,000,000	306,969,000	
	しんきん中金債券 利付第226回	100,000,000	102,337,000	
	中日本高速道路債券 財投機関債第5回	500,000,000	517,850,000	
	貸付債権担保S種第5回住宅金融支援機構債券	1,006,116,000	1,009,375,815	
特殊債券計	銘柄数：7	2,306,116,000	2,346,240,815	
	組入時価比率：4.8%		5.0%	
社債券	産業経済新聞社 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,510,000	
	中小企業銀行 第3回円貨債券（2007）	200,000,000	198,924,000	
	GEキャピタルコーポレーション 第13回円貨社債	200,000,000	197,200,000	
	GEキャピタルコーポレーション 第16回円貨社債	200,000,000	193,258,000	
	ダイムラークライスラー・アーゲー 第4回円貨社債	200,000,000	197,432,000	
	ルノー 第3回円貨社債	300,000,000	294,534,000	
	現代キャピタル・サービス・インク 第4回円貨社債（2007）	300,000,000	284,817,000	
	日本調剤 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,636,000	
	電気化学工業 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,338,000	
	コバレントマテリアル 第1回社債間限定同順位特約付	300,000,000	196,863,000	
	住友大阪セメント 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,974,000	
	太平洋セメント 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,666,000	
	三菱マテリアル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,744,000	
	石川島播磨重工業 第33回社債間限定同順位特約付	500,000,000	498,080,000	
	コーナン商事 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,857,000	
	HOYA 第1回社債間限定同順位特約付	800,000,000	817,768,000	
	阪和興業 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,155,000	
	千葉銀行 第3回期限前償還条項付劣後特約付	100,000,000	100,125,000	
	北國銀行 第2回期限前償還条項付（劣後特約付）	500,000,000	492,850,000	
	百五銀行 第2回期限前償還条項付劣後特約付	200,000,000	197,162,000	
	きらやかホールディングス 第1回期限前償還条項付劣後特約付	300,000,000	245,490,000	
	中央三井信託銀行 第4回期限前償還条項付無担保社債劣後特約付	100,000,000	99,660,000	
	ポケットカード 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,012,157	

	第三銀行 第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	92,370,000	
	みなと銀行 第1回期限前償還条項付無担保社債劣後特約付	100,000,000	96,120,000	
	第2回財政融資マスタートラスト特定目的会社 第1回特定社債	500,000,000	507,905,000	
	第1回財政融資マスタートラスト特定目的会社 第1回特定社債	500,000,000	503,585,000	
	藤和不動産 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,023,000	
	相模鉄道 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,926,000	
	京浜急行電鉄 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,716,000	
	東日本旅客鉄道 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,460,000	
	阪急阪神ホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,442,000	
	阪急阪神ホールディングス 第36回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,160,000	
	南海電気鉄道 第29回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,932,000	
	名古屋鉄道 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,749,000	
	全日本空輸 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,710,000	
	日本テレコム 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,864,000	
	KDDI 第5回2号	150,000,000	169,357,500	
	電源開発 第20回社債間限定同順位特約付	900,000,000	936,252,000	
	ソフトバンク 第19回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,791,000	
	トウキョウ・サポーターズ・シーエルオー 特定目的会社第1回B号	32,310,000	32,225,024	
	トウキョウ・サポーターズ・シーエルオー 特定目的会社第1回C号	57,950,000	57,742,539	
	株式会社第2回わかば 第1回A号無担保社債適格機関投資家限定	38,748,000	38,356,257	
	クレア・エイト 第1回C号特定社債少数人私募適格機関投資家限定	3,221,000	3,216,232	
	クレア・13 特定目的会社 第1回A1号私募適格機関投資家限定	134,660,000	134,800,046	
社債券計	銘柄数：45	9,416,889,000	9,296,757,755	
	組入時価比率：18.9%		19.8%	
合計			46,896,316,820	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

平成21年8月27日現在				
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				

先物取引				
債券先物取引	967,560,000	—	973,420,000	5,852,650
買建	967,560,000	—	973,420,000	5,852,650
合計	967,560,000	—	973,420,000	5,852,650

(注)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年9月30日現在

資産総額	5,010,770,634	円
負債総額	1,653,247	円
純資産総額(-)	5,009,117,387	円
発行済口数	4,796,512,306	口
1口当たり純資産額(/)	1.0443	円

<ご参考>

「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」

資産総額	53,438,822,626	円
負債総額	3,899,633,350	円
純資産総額(-)	49,539,189,276	円
発行済口数	42,190,134,779	口
1口当たり純資産額(/)	1.1742	円

第5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	3,058,322,757	1,943,005	3,056,379,752
第2期	5,438,894,983	1,887,177,408	6,608,097,327
第3期	1,442,884,162	2,409,534,025	5,641,447,464
第4期	1,295,346,183	2,572,134,149	4,364,659,498

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去 5 年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

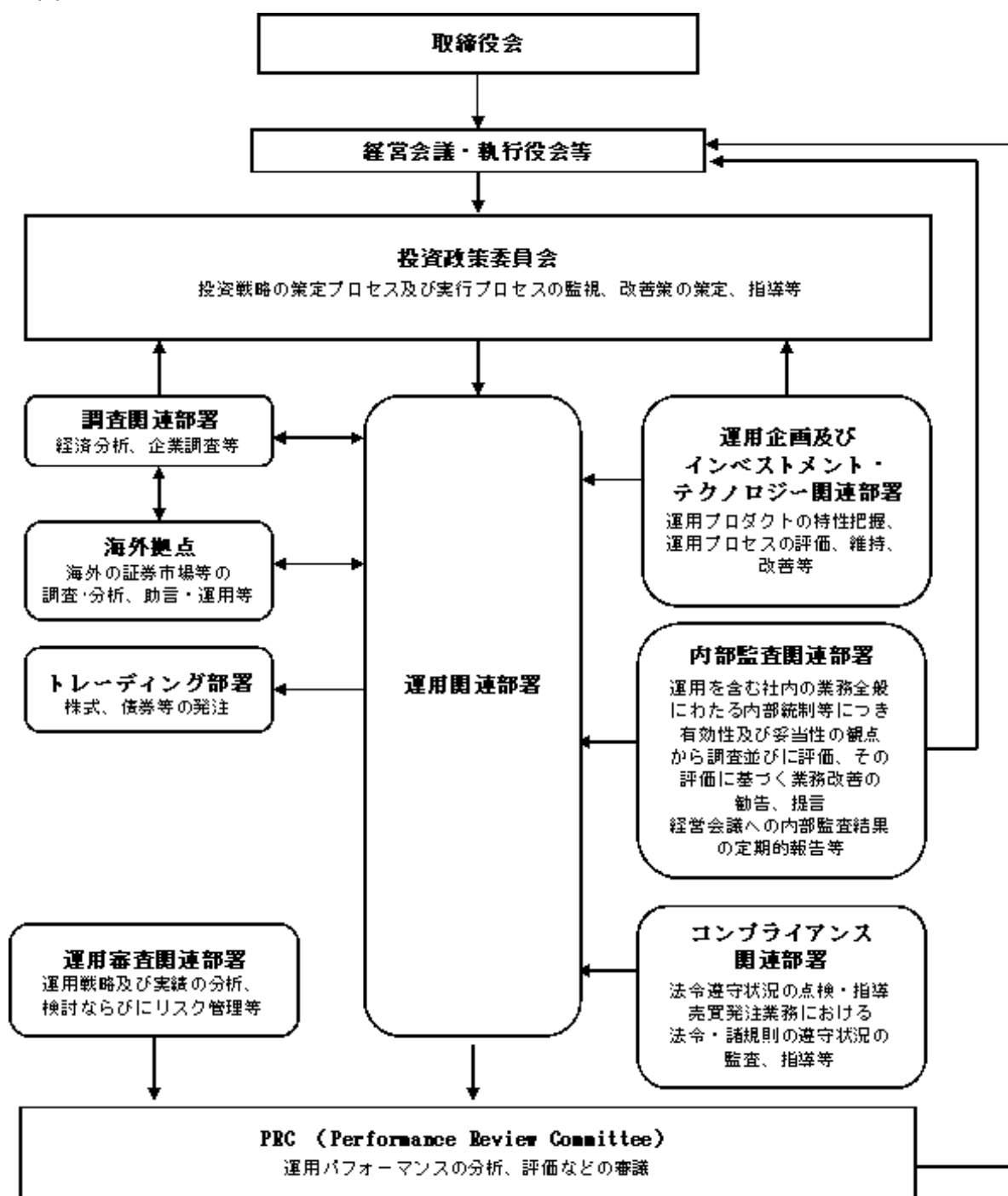
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役 3 名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年9月30日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	632	9,799,264
単位型株式投資信託	19	168,636
追加型公社債投資信託	19	4,864,791
単位型公社債投資信託	0	0
合計	670	14,832,691

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第49期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第50期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年 3 月31日)		当事業年度 (平成21年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			-		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			7		4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	2	800		710	
器具備品	2	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		12,000
預り金			148		95
未払金	1		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	1		8,363		4,849
未払法人税等	4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		124,893	84,195
運用受託報酬		10,506	8,315
その他営業収益		8	27
営業収益計		135,408	92,537
営業費用			
支払手数料		57,704	39,122
広告宣伝費		2,439	1,438
公告費		27	2
受益証券発行費		27	34
調査費		32,108	21,176
調査費		1,576	1,643
委託調査費		30,532	19,532
委託計算費		681	790
営業雑経費		2,950	2,709
通信費		175	208
印刷費		1,375	1,382
協会費		76	87
諸経費		1,322	1,031
営業費用計		95,938	65,272
一般管理費			
給料		10,229	8,863
役員報酬	2	667	329
給料・手当		6,480	6,507
賞与		3,081	2,025
交際費		212	168
旅費交通費		786	557
租税公課		637	443
不動産賃借料		1,687	1,559
退職給付費用		951	1,124
固定資産減価償却費		2,543	3,288
諸経費		5,902	6,448
一般管理費計		22,949	22,452
営業利益		16,519	4,812

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	1	-		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		-		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		-	
退職給付制度移行損失		-		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
当期変動額合計	-	11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	11,000
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	737	19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,883	3,040
当期変動額合計	5,883	3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	610	250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	5,522	2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	12,876	26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,522	2,541
当期変動額合計	6,259	22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6．リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8．消費税等の会計処理方法 (同左) 9．連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年 3 月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年 3 月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4 月 1 日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	_____
(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理) 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4 月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	_____
_____	(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3 月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年 7 月 4 日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	_____
(損益計算書関係) 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	_____

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 % に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 % 相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	_____
_____	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年 1 月 1 日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。

[注記事項]
貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736 3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円 4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,119百万円 未払費用 585 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円 2. 役員報酬の範囲額 (同左) 3. 固定資産除却損 器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年 5 月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

1 株当たり配当額 2,500円

基準日 平成19年 3 月31日

効力発生日 平成19年 5 月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年 3 月31日

効力発生日 平成20年 6 月 2 日

当事業年度(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1 株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年 3 月31日

効力発生日 平成20年 6 月 2 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 700円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月 1 日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,453百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>814</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>639</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>281</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>368</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>650</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>332百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>309</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>5</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,453百万円	減価償却累計額相当額	814	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	639	未経過リース料期末残高相当額	百万円	1年以内	281	1年超	368	合計	650	支払リース料	332百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	309	支払利息相当額	19	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	4百万円	1年超	5	合計	9	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。 (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>1,343百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>980</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>363</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>180</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>195</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>375</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>296百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>276</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>14</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 (同左) 利息相当額の算定方法 (同左) 2. オペレーティング・リース取引 <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td></td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>3</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9</td></tr> </table>		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	363	未経過リース料期末残高相当額	百万円	1年以内	180	1年超	195	合計	375	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	6百万円	1年超	3	合計	9
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	1,453百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	814																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	639																																																																								
未経過リース料期末残高相当額	百万円																																																																								
1年以内	281																																																																								
1年超	368																																																																								
合計	650																																																																								
支払リース料	332百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	309																																																																								
支払利息相当額	19																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	4百万円																																																																								
1年超	5																																																																								
合計	9																																																																								
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	1,343百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	980																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	363																																																																								
未経過リース料期末残高相当額	百万円																																																																								
1年以内	180																																																																								
1年超	195																																																																								
合計	375																																																																								
支払リース料	296百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	276																																																																								
支払利息相当額	14																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	6百万円																																																																								
1年超	3																																																																								
合計	9																																																																								

有価証券関係

１．売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年 3月31日)	当事業年度末 (平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

３．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)			当事業年度末 (平成21年 3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年 3月31日)			当事業年度末 (平成21年 3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他(1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	-	-	-	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
小計	5,906	5,362	544	2,334	1,833	500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却した其他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)	当事業年度末 (平成21年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	6,300	-	6,813	-
合計	6,300	-	6,813	-

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 (同左) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ヘッジ方針 (同左) ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 (同左) (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	-	2,787	96
市場取引 以外の取引	スワップ取引 短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	-	6	6
合計		7,354	-	2,781	102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成21年３月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年 3 月31日)

イ. 退職給付債務	13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)		当事業年度末 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197	退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673	ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
		有価証券評価差額金	1,448
		繰延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	タックスヘイブン税制	0.1%
外国税額控除	1.1%	外国税額控除	5.9%
その他	0.9%	評価性引当金の増減額	16.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	その他	0.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (* 1)	57,000	-	-
								資金の回収	71,000	-	-
								貸付金利息 の受入	33	-	-

２．役員及び個人主要株主等
該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(* 2)	6,161	未払費用	74

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(* 3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(* 4)	7,261	未払費用	1,949

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (* 1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

（イ）関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	16,811円16銭	1 株当たり純資産額	12,453円43銭
1 株当たり当期純利益	2,356円90銭	1 株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「親法人等」といいます。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「子法人等」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「親法人等」に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 平成21年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

^{*} 平成21年8月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年11月14日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成21年5月15日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一
-------------------	-------	-------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保
-------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸 治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ日本債券オープン（野村SMA向け）の平成19年8月28日から平成20年8月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ日本債券オープン（野村SMA向け）の平成20年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ日本債券オープン（野村SMA向け）の平成20年8月28日から平成21年8月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ日本債券オープン（野村SMA向け）の平成21年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)